

# 日立労基協だより

—第20号—

発行所  
日立市幸町 1 丁目 21 番 2 号  
日立商工会議所会館 1 階  
社団法人 日立労働基準協会

電話 (0294) 23-3431  
E-mail:roukikyo@jsdi.or.jp  
編集兼発行人 大内 傳之助

新年あけまして  
おめでとうございます

年頭のご挨拶



(社)日立労働基準協会

会長 柴田 文弘

あけましておめでとうございます。  
会員事業場の皆様方には、日頃から日立労働基準協会の運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、景気回復の見通しが立たなか

い中、当協会の活動の中心であります技能講習と特別教育の受講者数について、規模を縮小した予算を組まざるを得ない大変厳しい状況でありました。このような中、一年間活動を展開して参りましたが、幸いにも受講者数は当初計画を上回るペースで推移しており、年度末において予算を達成できる見通しにあります。当協会と致しましては、事業計画が順調に進み充実した一年を送ることができました。改めて会員事業場の皆様に御礼申し上げます。

さて、茨城労働局より労働災害を防止するための施策として、平成二十一年度を初年度とするリスクアセスメント普及三か年計画が示されております。経済環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、このような時期であるからこそ、リスクアセスメントを活用し、優先順位を明確にして対策を進めて行くことが重要であります。併せて、従来から実施しております安全巡視、危険予知、指差呼称、ヒヤリハット活動などが形式的な活動

になつていいか検証し、実のある活動を開していくことが必要であります。新年にあたつて新たな気持ちで安全活動の再確認を行い、多くの事業場で無災害を達成して頂きたいと思います。

また、衛生面につきましては、脳又是心臓疾患及び精神疾患による労災認定件数がここ十年で急増しておりますので、長時間労働対策や健康増進運動等の施策を産業医と連携を密にしながら積極的に進めて行く必要があります。更には、昨年から猛威を振るつております新型インフルエンザへの対応も喫緊の課題として継続的に取り組んでいかなければなりません。

安全衛生を取り巻く環境も多くの課題がありますが、関係官庁のご協力を賜りながら、当協会と致しましては、昨年以上の活動を行うよう努力をして参りますので、今後ともご理解とご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の皆様にとって飛躍の年となることをご祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会  
役員一同

## 年頭の「」挨拶



日立労働基準監督署

署長 菊地 信明

新年明けましておめでとうございます。

(社)日立労働基準協会員事業場の皆様には、労働基準行政の推進にひとかどならぬご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年は不況の一年でした。雇用調整助成金の申請がハローワークに殺到するなど、ひしひしと厳しさが伝わってまいりました。税収も落ち込み、そのせいかタバコ税を増税して一箱千円にすると言う話が飛び出したりもしました。ところで、アフリカのマラウイ共和国ではタバコ農園で働く子供たちが、皮膚を通して一日に54ミリグラム（平均的なタバコ50本分に相当）もの溶解したニコチンを吸収することで、深刻な健康被害を受けているという話が、ある団体のウェブページに掲載されていました。

どういうメカニズムかといいますと、雨や朝露でタバコの葉がぬれますと葉の中のニコチンが水滴に溶け出し、子供たちの素肌からそのニコチンが吸収されているという話です。その原典となっている論文は、The Lancet の 1975 年 3 月号に掲載されてくる、S.H.Gehlbach による「Nicotine absorption by workers harvesting green tobacco」というものらしいのですが、残念ながらインターネット上に本文が公開されていませんでした。ニコチンの水に対する溶解度から見て「一日に 54 ミリグラムのニコチンを吸収」という数字には首を傾げざるを得ないのですが、原典を確認できません。

しかし、ILO も、タバコ農園で働く子供たちの健康上の問題として、皮膚を通して吸収されたニコチンの害を挙げていますので、先の数字の真偽はともかく、注目すべき問題であることは明らかだと思います。

さて、愛煙家はこの問題をどう捉えるのでしょうか。タバコ農園で働く子供たちに対する、罪の意識を感じるべきでしょうか。はたまた、彼らが糧を得ることに貢献していると考えるべきでしようか。

正月早々難しい話になつてしましましたが、労働基準行政としましては、「快適職場の推進」の一環として、職場における完全分煙を推進しています。計画段階のうちから快適職場推進計画の認定を申請されて、職場環境の改善に効果的に取り組まれることをお勧め申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の皆様の、虎のような力強いご活躍をご祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

## 平成 21 年度 全国労働衛生週間説明会を開催

9月 11 日(金)、日立労働会館において、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者 210 名が参加され、平成 21 年度全国労働衛生週間説明会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

説明会は、坪和副会長の開会のことばから始まり、保科副会長より主催者挨拶、菊地署長より来賓挨拶をいただきました。

続いて「全国労働衛生週間実施要綱」について、日立労働基準監督署第三方面の跡部安全専門官から説明をいただきました。



特別講演 池田 智子氏

特別講演は、産業医科大学教授の池田智子氏より、「職場のメンタルヘルス対策～できるリーダーのためのメンタルヘルス実践講座～」と題した講演をいただきました。現在、心の健康不調者は増加しており、労働者の年間自殺者は、いまや交通事故死を上回る状況になっているとのこと。各職場のリーダーの対応が重要であり、その方法について事例に基づきわかり易く説明され、参加者からも大変好評でした。

最後に古田運営委員長の閉会のことばがあり、盛会のうちに終了いたしました。



実施要綱説明 跡部安全専門官

# 平成21年度 安全衛生研修会を開催

(3) 平成22年1月5日

第1部は、安全衛生優良事業場の見学会で、今年度は株式会社武藏野化学研究所磯原工場のご協力をいただいて、安全衛生活動の取組みや現場の管理状況を見学させていただきました。

同社は、乳酸、アラニン、ピルビン酸等有機合成化学製品を製造している事業場でした。同社の「モンモ・ヒヤリカード」や「K A I Z E N 報告書」を使用した実効性のある安全衛生活動の取組み、また、その結果としての平成8年以降の休業無災害の継続等は、他の事業場の参考となるものでした。

第2部の特別講演は、ホテル日航日立において「上手な医者のかかり方～医者しか知らない危険な話～」と題し、学校法人新渡戸文化学園東京文化短期大学学長の中原英臣氏より講演をいただきました。

中原氏は医者の立場から健康や医療について興味深い話をされ、健康は自分で守ること、そのためには健康や医療に関する正しい情報や知識を手に入れて欲しいと結論されました。

第3部の交流会は、和やかな雰囲気の中で、担当者同士の交流を図つていただきました。

11月20日(金)、午後の半日を利用して、昨年と同様の3部形式による安全衛生研修会を、総勢57名の多数の参加をいただき、盛大に開催することができました。

第1部は、安全衛生優良事業場の見学会で、今年度は株式会社武藏野化学研究所磯原工場のご協力をいただいて、安全衛生活動の取組みや現場の管理状況を見学させていただきました。



特別講演 中原 英臣氏



(株)武藏野化学研究所 磯原工場にて記念撮影

## 平成21年度 安全衛生関係各種表彰 受賞者紹介

### 1. 厚生労働大臣表彰

- ・奨励賞 (株)武藏野化学研究所磯原工場 北茨城市

### 2. 無災害記録証

- ・(第3種) 日立電線㈱電線工場 日立市

### 3. 中小企業無災害記録証

- ・(第2種) モリマーコンポジット㈱関本工場 北茨城市

### 4. 茨城県産業安全衛生大会表彰

- (1) 茨城労働局長表彰  
奨励賞 東京ガス㈱日立支社 日立市

- (2) (社)茨城労働基準協会連合会長表彰  
事業場賞 (株)関プレス 日立市

- 功績賞 大島好夫氏 日立電線㈱日高工場 日立市

- (3) 建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰  
功績賞 菱沼豊氏 (株)秋山工務店 日立市

- (4) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰  
事業場賞 柳生運送(有) 北茨城市

- 事業場賞 佐々木興業㈱ 日立市

- (5) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部長表彰  
事業場賞 東洋船舶作業(株)日立港出張所 日立市

- 事業場賞 佐々木興業㈱ 日立市

### 5. (社)日立労働基準協会長表彰

- (1) 安全衛生優良事業場賞

- ・(株)佐々木製作所 北茨城市

- ・(株)中村自工深川製作所 高萩市

- ・(有)間宮ブレス 日立市

- ・(2) 功績賞  
日立精鍊(株)

- 菊地肇氏 日立化成工業(株)山崎事業所 日立市

謹賀新年

(社)日立労働基準協会  
運営委員会一同

## 事業場紹介コーナー

### 株式会社 日本 AE パワーシステムズ 国分事業所



国分事業所全景

所在 地：日立市国分町 1-1-1

業 種：電気機械器具製造業

従業員数：750名



当事業所は、昭和 32 年 6 月（1957 年 6 月）(株)日立製作所 日立工場より分離独立し、変圧器、配電盤、遮断器、エレベータを主要製品とする国分工場として誕生しました。

平成 13 年 7 月（2001 年 7 月）に(株)日立製作所、富士電機システムズ㈱、(株)明電舎の 3 社の送変電、受変電及び配電分野を基軸に各社が持つ優位技術とコア技術を結集し、開発・設計・製造及び販売を行う(株)日本 AE パワーシステムズが誕生し、現在に至っています。

創業以来、電気エネルギーの送変電分野で常にお客様の立場に立った製品づくりや、きめ細かなサービスをお届けできるようそれぞれの歴史と実績のある 3 社の技術を融合し、シナジー効果を活かした製

品開発や徹底した品質管理にも力を注いでいます。

また、近年の環境意識の向上に伴い、かけがえのない地球環境を守り、持続可能な社会に貢献する企業である為に環境エネルギー分野の研究開発を推進し、地球環境保全に貢献する製品・サービスの提供を行うと共に環境負荷の低減に取り組んでいます。

安全衛生面では、「すべての従業員が「安全」を最優先し、健康で安心して働くことのできる職場環境を維持・向上させる」を基本方針に取り組んでいます。

また近隣の高校生との事業所周辺の清掃や、事業所を開放したファミリーフェスティバル等により地域との交流を深めています。



変電設備



変電設備

(5) 平成 22 年 1 月 5 日

## 全国産業安全衛生大会に参加



総合集会々場にて撮影

10月21日（水）から23日（金）まで3日間、さいたま市で開催されました全国産業安全衛生大会に、当協会から運営委員5名が参加しました。  
大会は、1日目がさいたまスーサーパーArenaでの総合集会で、2日目からは、市内各会場に分かれての分科会でした。1日目は、全員で総合集会に参加しました。総合集会の特別講演は、日本サッカーリーグ会長の犬飼基昭氏の「これから日本の社会におけるスポーツの重要性」と題する講演でした。2日目からは、各自興味のある分科会に、それぞれ参加しました。（平成22年度は、10月6日から8日まで福岡市で開催されます。）

## 全基連茨城県支部からのお知らせ

### 仕事と生活の調和推進について

仕事と生活の調和の推進については、平成19年12月、政労使の代表等からなるワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、その中で、国に求められる役割として、国民の理解や政労使の合意形成を促進すること等により、国民運動を通じた社会的気運の醸成に積極的に取り組むことが重要である旨示されました。

（社）全国労働基準関係団体連合会では、厚生労働省の委託により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けて、次のような事業を実施しております。

●地方版プロジェクト事業……社会的影響力のある、県内の代表的な企業1社を選定し、「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえた、取り組み事項や達成目標等を盛り込んだ「アクションプログラム」の策定とそのプログラムに沿った取り組みを全基連が任命したコンサルタントが指導援助しています。

●診断サービス事業……診断申し込みのあった事業場の全基連が任命した診断アドバイザーが直接訪問し、診断指標を用いて、仕事と生活を調和させるための取り組みを実施する上での労働時間等にかかる問題点や阻害要因を把握し、その改善方向を指導しています。

●普及啓発セミナー……仕事と生活の調和憲章、行動指針、設定改善指針等の内容周知と労働時間等の設定の改善を通じて、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及・啓発を図るため開催しています。

なお、仕事と生活の調和推進事業に関する問い合わせは（社）全国労働基準関係団体連合会茨城県支部 電話029-225-8881まで。

ひとつ「働き方」を変えてみよう！



### 改正労基法対応セミナーのご案内

改正労基法が平成22年4月1日から施行されます。各事業場が対応すべき方策等について、わかり易く解説するためのセミナーを開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成22年2月8日（月）13：15～16：30
2. 場 所 日立市幸町1-21-2 日立商工会議所会館
3. 受 講 料 4,000円（地区協会会員 3,000円）、定員50名
4. 申込締切り 平成22年1月29日（金）（問い合わせ）電話029-225-8881

## 監督署からのお知らせ

### 日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況

日立労働基準監督署管内の平成21年発生の労働災害発生件数（休業4日以上の死傷災害）は11月30日現在で139件と前年同期と比べ44件減と大幅に減少しております。しかしながら、1月に瓦葺替え作業中に屋根からの墜落による死亡災害が発生したほか、有機溶剤による中毒災害、さらに昨年に引き続きスレート屋根を踏抜き墜落するという重篤災害が発生した年でもありました。

事業場の皆様には、職場にある危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていただく手法（リスクアセスメント）の導入により災害リスクの低減を図っていただき、危ない作業から安全な作業へと職場の改善を是非ともお願いします。

#### 平成21年労働災害発生状況

平成21年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の死傷災害	死亡災害	休業4日以上の死傷災害
製造業	7 (-1)	659 (-154)	0 (±0)	50 (-18)
建設業	6 (-1)	263 (-42)	1 (+1)	24 (±0)
運輸交通・貨物取扱業	4 (+1)	306 (-59)	0 (±0)	16 (-11)
その他の業種	5 (+1)	842 (-123)	0 (±0)	49 (-15)
合計	22 (±0)	2,070 (-378)	1 (+1)	139 (-44)

( ) は前年同期との差

#### 平成21年交通労働災害発生状況

平成21年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の死傷災害	死亡災害	休業4日以上の死傷災害
製造業	0 (±0)	3 (-15)	0 (±0)	0 (-4)
建設業	2 (+2)	4 (+1)	0 (±0)	0 (±0)
運輸交通・貨物取扱業	3 (+1)	40 (-4)	0 (±0)	2 (-2)
その他の業種	3 (+1)	94 (-32)	0 (±0)	4 (±0)
合計	8 (+4)	141 (-50)	0 (±0)	6 (-6)

( ) は前年同期との差

(7) 平成 22 年 1 月 5 日

## 茨城県の最低賃金が引き上げられました

### 1 地域別最低賃金

件 名	最低賃金額 時間額 (アップ額)	効力発生年月日	茨城県内の事業場で働くすべての労働者が適用されます。
茨城県最低賃金	678円 (+2円)	平成 21.10.8	ただし、下表の特定(産業別)最低賃金が適用される労働者はその最低賃金額が適用されます。

### 2 特定(産業別)最低賃金

産 業 名	最低賃金額 時間額 (アップ額)	効力発生年月日	備考(適用除外等)
鉄 鋼 業	785円 (+3円)	平成 21.12.31	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（注1）	772円 (+3円)	平成 21.12.31	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはパリ取りの業務 ハ 主に卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学器械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（注2）	765円 (+3円)	平成 21.12.31	
各 種 商 品 小 売 業	737円 (+3円)	平成 21.12.31	

（注1）この産業名のうち、建設機械・鉱山機械製造業の中の建設用ショベルトラック製造業、及び繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業）  
同附属品製造業を含むの事業場で働く労働者については茨城県最低賃金が適用されます。

（注2）この産業名のうち、測量機械器具製造業の事業場で働く労働者については茨城県最低賃金が適用されます。

●下記業種には、平成 11 年 12 月 31 日発効の最低賃金が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者（下表 ※1）
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者（下表 ※2）

産 業 名	日額（円）	時間額（円）	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く。) ※1	5, 805	726	平成 11.12.31
電気機械器具製造業 ※2	5, 786	723	平成 11.12.31

※ 次に該当する労働者は、茨城県最低賃金が適用されます。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （2）雇入れ後 6 ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 （3）清掃、片付けの業務に主として従事する者

（注意）最低賃金に次の賃金は含みません。

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 時間外労働、休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金

この表の金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意下さい。

※ 比較計算式は以下のとおりです。

月給制の場合： 月給額 × 12 ヶ月 / 年間総所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

日給制の場合： 日給額 / 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

詳細については、茨城労働局のホームページをご覧下さい。 <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

## 「時間外労働の限度に関する基準」が改正されました

平成 22 年 4 月 1 日以降に労使で特別条項付き 36 協定を結ぶ際には、新たに、

- 1 限度時間を超えて働く一定の期間(1 日を超える 3 ヶ月以内の期間、1 年間)ごとに、割増賃金率を定めること
  - 2 1 の率は、法定割増賃金率(2 割 5 分以上)を超える率とするよう努めること
  - 3 そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること
- が必要になります。

### 「時間外労働の限度に関する基準」の概要は?

労働基準法で労働時間は 1 週 40 時間、1 日 8 時間までと定められています。これを超えて法定時間外労働を行わせるためには、労使で時間外労働協定(36 協定)を締結し、これを労働基準監督署に届け出る必要があります。	期間	限度時間	限度時間※
36 協定では①1 日、②1 日を超える 3 ヶ月以内、③1 年間のそれぞれについて、延長することができる時間を労使で協定しなければなりません。このうち②、③の延長時間については「時間外労働の限度に関する基準」において一定の限度時間が定められています。(右表参照)	1 週間	15 時間	14 時間
	2 週間	27 時間	25 時間
	4 週間	43 時間	40 時間
	1 ヶ月	45 時間	42 時間
	2 ヶ月	81 時間	75 時間
	3 ヶ月	120 時間	110 時間
	1 年間	360 時間	320 時間

※ 1 年単位の変形労働時間制の場合

### 特別条項付き 36 協定とは?

臨時に、上記の限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、「特別条項付き 36 協定」を結ぶことにより、限度時間を超える時間を延長時間とすることが出来ます。

特別条項付き 36 協定では、

- ◇原則としての延長時間(限度時間以内の時間)
- ◇限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別の事情
- ◇一定時間途中で特別の事情が生じ、原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手続き
- ◇限度時間を超える一定の時間
- ◇限度時間を超えることができる回数

を定める必要があります。

特別条項の一般的な例としては、

一定期間についての延長時間は 1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間とする。

ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひつ迫したときは、労使の協議を経て、6 回を限度として 1 ヶ月 60 時間まで延長することができ、1 年 450 時間まで延長することができる。

### 平成 22 年 4 月 1 日以降は

今回の改正により、平成 22 年 4 月 1 日以降に特別条項付き協定を締結する場合には、上記に加えて、限度時間を超えて働く一定の期間ごとに、割増賃金率を定めて協定し 36 協定に記載、労働基準監督署に届け出る必要があります。具体的な例としては、次のようになります。

一定期間についての延長時間は 1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間とする。

ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひつ迫したときは、労使の協議を経て、6 回を限度として 1 ヶ月 60 時間まで延長することができ、1 年 450 時間まで延長することができる。

この場合の割増賃金率は、1 ヶ月 45 時間を超えた場合は 30%、1 年 360 時間を超えた場合には 35% とする。

なお、上記の改正点については限度時間にかかる基準の適用が除外されている事業又は業務(自動車運転の業務等)については適用されません。

詳細は日立労働基準監督署(0294-22-5187)へお問い合わせください。

(9) 平成 22 年 1 月 5 日

時間外労働  
休日労働 に関する協定届  
**(協定例)**

様式第 9 号（第 17 条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
<b>金属製品製造業</b>		<b>株式会社 茨城労働</b>					
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由 <b>急な受注に応じるため 決算業務のため</b>	業務の種類 <b>製造部員 事務員</b>	労働者数 <b>20名 3名</b>	所定労働時間 1日 <b>8時間 8時間</b>	延長することができる時間 1日 <b>2時間 3時間</b>	1日を超える一定の期間(起算日) <b>1月(毎月1日)</b>	期間 <b>1年(5月1日) 360時間 360時間</b>
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的な事由 <b>急な受注に応じるため</b>	業務の種類 <b>製造部員</b>	労働者数 <b>20名</b>	所定休日 <b>土日</b>	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻 <b>所定休日のうち月2日</b>	期間 <b>平成22年5月1日から1年間</b>	
協定の成立年月日		平成22年4月20日	職名 <b>プレス工</b>	一定期間についての延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。			
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( <sup>挙手による信任</sup> )	氏名 <b>茨城 太郎</b>	職名 <b>代表取締役</b>	使用者 <b>氏名 労働 次郎</b>	ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期 がひつ迫した時は、労使の協議を経て、6回を限度として1か月 60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長する ことができる。 <b>この場合の割増賃金率は、1か月45時間を超えた場合は30%、 1年360時間を超えた場合は35%とする。</b>			

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 1 項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりすること。
  - 「1日」の欄には、労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日にについての限度となるる時間を記入すること。
  - 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条の規定により労働させることができることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、その上間に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該機関についての限度となるる時間を記入すること。
  - ②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が 3 箇月を超える変形労働時間により労働する労働者に限る。)について記入すること。
  - 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日及び終業の始業及び終業の時刻を記入すること。
  - 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

## ハローワークからのお知らせ

### 人材を育成し、雇い入れる事業主を支援します

#### ～「緊急人材育成・就職支援基金」による 実習型雇用支援事業の実施のご案内～

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新規成長・雇用吸收分野等において、非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して、支援を実施します。

##### 実習型雇用とは・・・

原則として6か月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習や座学などを通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へとつなげていくものです。

実習型雇用やその後の正規雇用による雇入れ等に対しては、助成金が支給されます。

##### 事業の対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主 等

※ 企業規模や業種などの要件はありません。

なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、以下のいずれにも該当する者となります。

- ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等

事業主の方への助成金の支給内容

**A 実習型雇用助成金**

- 実習型雇用により求職者を受け入れた場合 → **月額 10 万円**

**B 正規雇用奨励金**

- 実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れた場合 → **100 万円**

※ 正規雇用奨励金は、正規雇用後 6 か月の定着と、さらにその後 6 か月の定着を要件とし、それぞれ 50 万円ずつ 2 回の時期に分けて支給されます。

**C 教育訓練助成金**

- 正規雇用後にさらに定着のために必要な教育訓練を行う場合  
→ **上限 50 万円**

※ 教育訓練については OJT と OFF-JT を組み合わせて実施することとなります。

OJT = 1 人 1 時間あたり 600 円 (1 日の上限は 3,000 円)

OFF-JT = 1 人 1 日 4,000 円

**実習型雇用の流れ**

**1 ハローワークでの職業紹介**

- ・ ハローワークに実習型雇用の求人登録をしていただき、ハローワークによるマッチングを行います。マッチングが成立すれば実習型雇用のために原則 6 か月の有期雇用契約を締結していただきます。

**2 実習計画書の策定及び提出**

- ・ 実習型雇用の期間に行う実習内容等について記載した実習計画書を作成し、都道府県労働局・(財)産業雇用安定センターに提出していただきます。

**3 実習、座学等の実施**

- ・ 技能及び経験を有する指導者のもとで実習、座学等を実施します。

**4 実習型雇用終了**

- ・ 終了後、実習型雇用助成金について支給申請を都道府県労働局・(財)産業雇用安定センターに行います。

**5 正規雇用**

- ・ 6 か月定着後に正規雇用奨励金(50 万円)について支給申請し、さらに 6 か月定着後、正規雇用奨励金(50 万円)について支給申請を行います。

**(正規雇用後に教育訓練を実施する場合)**

**教育訓練計画の策定及び提出**

- ・ 訓練内容等を記載した教育訓練計画を作成し、(財)産業雇用安定センターに提出します。

**教育訓練期間終了**

- ・ 終了後、教育訓練助成金について支給申請を(財)産業雇用安定センターに行います。

助成金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークまでお問い合わせください。



# 平成 22 年度 講習・教育計画

	種 别	開 催 日	実 技 会 場	
技 能 講 習	玉掛け	4/8~10 6/10~12 10/14~16 2/3~5	5/13~15 8/26~28 12/9~11	(株)日立製作所日立事業所
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	4/14~15 12/7~8	9/15~16	
	有機溶剤作業主任者	4/21~22 6/23~24 11/10~11	5/11~12 8/24~25 2/16~17	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	6/15~18 2/22~25	10/26~29	日立商工会議所会館
	ガス溶接	9/24~25	2/18~19	(株)日立製作所日立事業所
	フォークリフト運転(学科)	4/7 9/2 1/13	6/22 11/5	(社)日立労働基準協会実技会場
	乾燥設備作業主任者	5/26~28		
特 別 教 育	プレス作業主任者	7/21~23		
	アーク溶接	11/12~13		(株)日立製作所日立事業所
	クレーン運転	4/16~17	10/22~23	(株)日本AEパワーシステムズ国分事業所
	研削といし(自由研削)	7/31	1/22	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	研削といし(機械研削)	3/11~12		日立アプライアンス(株)多賀事業所
	プレス・シャー	12/3~4		日立アプライアンス(株)多賀事業所
	電気(低圧)取扱い業務	9/17~18		(株)日立製作所日立事業所
講 習 会	粉じん作業	7/27		
	安全衛生推進者等養成講座	8/3~4		
	職長教育	5/18~19 9/28~29 1/18~19	7/14~15 11/16~17 3/2~3	
	リスクアセスメント担当者(製造業等)研修会	6/9		

※1. 学科の会場は、全て日立商工会議所会館4階です。

2. 開催日又は会場は、講師及び会場の都合等により変更になることもあります。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会  
事務局一同



(大内  
記)

あけましておめでとうございます。  
役員をはじめ運営委員の皆様、会員の皆様には、日頃から協会の事業運営にご支援ご協力いただき、改めて厚く御礼申し上げます。  
昨年後半から一部の講習で、不況の影響により受講者数が減少して来ております。一日も早い景気の回復が望まれるところです。  
今年は良い年になりますよう、職員一同心も新たに業務に励んで参りますので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

## 編集後記



JISHA 中災防